

## 第2号議案

### 笠松町地域公共交通計画（案）について

令和2年に「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」が改正され、同法に関する基本方針において、地域が目指すべき将来像とともに、その中で公共交通が果たすべき役割を明確化し、取り組みの方向性を定めることを目的に、地域公共交通計画の策定が定められたことから、同計画（案）について協議を諮るもの。

令和4年8月2日 提出

笠松町地域公共交通会議

主宰者 笠松町長 古田 聖人